

## 第 2 種電気工事士免状交付申請

(1)	第 2 種電気工事士免状交付申請書（申請者の押印不要）	
(2)	（第 2 種電気工事士試験合格者の場合） 第 2 種電気工事士試験結果通知書(はがき)の原本	
(3)	（養成施設修了者の場合） 養成施設修了証明書	
(4)	写真 1 枚 （申請書提出前 6 か月以内に撮影した縦 4 c m、横 3 c m（無背景・無帽）のもの。裏面に氏名を記入してください。）	
(5)	<p><b>手数料 5, 3 0 0 円（現金不可）</b>                  支払い方法：<u>福井県収入証紙</u>または<u>手数料納付システム</u></p> <p>※収入証紙は、福井県庁内や出先機関内にある福井県庁生協、福井県が指定した金融機関等で購入できます。</p> <p>※手数料納付システムは、コンビニエンスストアやWEB上でのクレジットカードによる納付が可能です。                  右QRコードの県HP内に設定したリンクから支払いサイトにアクセスしてください。</p>	<p>証紙購入</p>  <p>手数料納付システム (県HP)</p> 
(6)	<p><b>本人確認書類</b>                  例：住民票（6ヶ月以内に発行されたもの）、マイナンバーカード表面（有効期間内のもの）、自動車運転免許証両面等のコピー</p> <p>※パスポートや健康保険証等のように、申請者本人が、住所、氏名又は生年月日のいずれかを発行後、自ら記入・修正するようなものについては適当ではありません。</p>	

※ 申請方法は、郵送（簡易書留推奨）および電子申請が可能です。

※ 電気工事業の開業について

免状を取得しただけでは、電気工事の事業は出来ません。（下請けも含む）

電気工事業法に基づいて、電気工事業者の登録等が必要となります。また、登録電気工事業者（みなし登録電気工事業者含む）での3年以上の一般用電気工作物に係る電気工事の実務経験等が必要となります。詳しくは、窓口へお問い合わせください。

